

随意契約(先着順)による市有財産（土地）売払い実施説明書

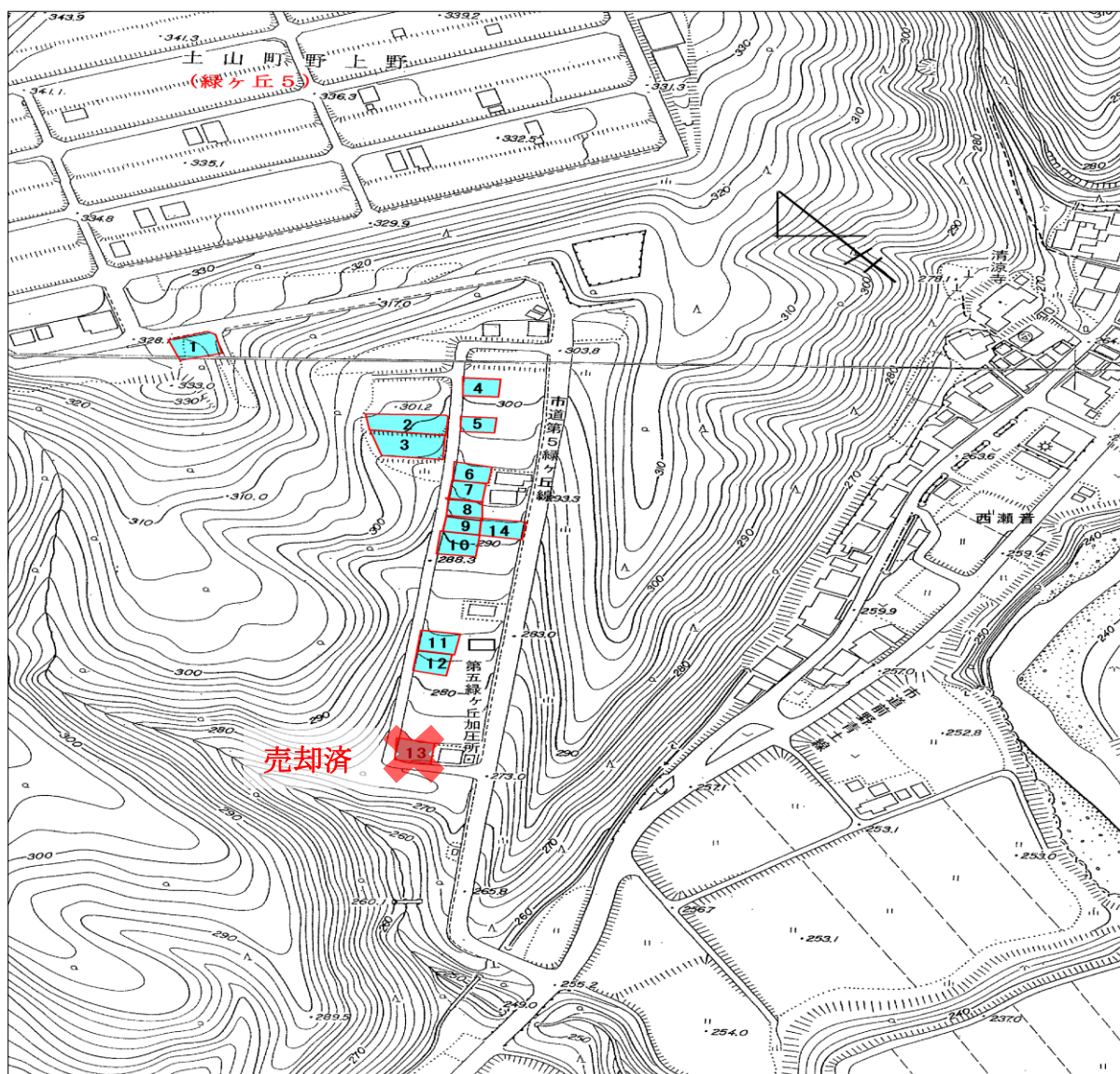
甲賀市では、実施した市有財産(土地)の一般競争入札による売払いにおいて、入札者のなかった下記の物件を、売払い予定価格以上の買受価格を提示した申請者の方に先着順で売払いします。

(※) 予定価格は、付近の公示価格や不動産鑑定評価を参考に市が決定しています。

■買受については、事前に申込みが必要です。

■買受を希望される方は、この説明書を参考に、お申込みください。

1 売払い物件 甲賀市土山町野上野地先(下図の番号を附した区画)



注) 売払い物件は売払いの状況に応じて、随時更新いたします。

物件番号	所在地	地目（現況）	地積（㎡）	売払予定価格（円）	売 払 い 状 況	契約金額（円）
1	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 7 4 4	宅地	283.74	1,373,302		
2	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 3 7	宅地	337.75	1,587,425		
3	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 4 8	宅地	398.94	1,875,018		
4	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 4 2	宅地	192.53	904,891		
5	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 4 6	宅地	192.53	904,891		
6	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 5 6	宅地	192.53	904,891		
7	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 5 8	宅地	192.53	904,891		
8	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 6 0	宅地	192.53	904,891		
9	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 6 2	宅地	192.53	904,891		
10	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 6 4	宅地	192.53	904,891		
11	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 7 4	宅地	192.53	904,891		
12	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 7 6	宅地	192.53	904,891		
13	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 8 8	宅地	186.39	876,033	売却済	876,033
14	甲賀市土山町野上野字 笹尾 8 3 0 番 5 6 3	宅地	192.53	931,845		

※ 別紙「物件調書」を参照してください。

2 売払い説明書(申込用紙)の配布

〔配布期間〕

完売まで随時

午前8時30分 ～ 午後5時15分

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

〔配布場所〕

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地

甲賀市 上下水道部 上下水道総務課(甲賀市役所2階)

※説明書は、甲賀市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.koka.lg.jp>)

3 買受申込み資格

○買受の申込みができる方は、個人、法人、市内外の方を問いません。どなたでもできます。

○2名以上の共有名義でも申込みすることもできます。

○申込みをされた方が、買受者（その物件の購入者）となります。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する方は買受の申込みはできません。

① 成年被後見人及び破産者で復権を得ないもの。

② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年間が経過していない者。

ア. 甲賀市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ. 甲賀市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ. 買受者が甲賀市と契約を締結すること又は甲賀市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定により、甲賀市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ. 正当な理由なくして甲賀市との契約を履行しなかった者。

カ. 前各号のいずれかに該当するもので、その事実があった日から2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号の規定に該当する者。

④ 地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する甲賀市の職員。

4 申込の方法

(1) 申込の受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間 完売まで随時

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除きます。

受付場所 甲賀市 上下水道部 上下水道総務課(甲賀市役所2階)

(2) 申込の方法

甲賀市が定めた買受申込書とその他必要書類に必要な事項をもれなく記入し、記名押印の上、受付期間内に受付場所に持参し、提出してください。(提出は、持参に限ります。)

(3) 提出書類等

① 申込書

ア. 申込者が売買契約書、所有権移転登記名義人となりますのでご注意ください。

イ. 連名(共有)とされる場合は、全員の名前で申込みしてください。

ウ. 印鑑は、印鑑登録済み(実印)のものを使用してください。

② 誓約書

③ 添付書類(発行後から3ヶ月以内のもの)

ア. 個人の場合

住民票及び印鑑証明書 各1通

市税の納税証明書

イ. 法人の場合

登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び印鑑証明書 各1通

市税の納税証明書

※連名(共有)で申込みの場合は、連名(共有)者全員の住民票等が必要になります。

(4) 申込みにあたっての留意事項

① 複数の物件の購入を希望される場合は、個々の物件ごとに申込書、誓約書を提出してください。(添付書類は原本1部、他はコピーで結構です。)

② 売払い物件については、現状有姿での引渡しとなります。申込みにあ

たっては、必ず現地を事前に確認してください。

5 契約の相手方の決定方法

申込受付後、審査を行い適正と認めた場合は、売払い予定価格以上の買受価格を提示した申請者の方と、先着順で売買契約を締結するものとします。

6 申込に当たっての注意事項

(1) 申込書は、所定の様式を用いてください。当日受付場所で受け取ることも可能です。

(2) 申込書は、申込者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、代理人の住所・氏名)を記入の上、本人(申込者)が申込する場合は本人の印鑑を、代理人が申込する場合は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参願います。

代理人が申込される場合は、委任者の氏名を入札者の下に記入してください。

その他、申込方法の詳細については、別途「申込要綱」をご確認ください。申込要綱に定めること以外は、甲賀市財務規則、甲賀市建設工事執行規則及び甲賀市建設工事等入札執行要領に基づき執行します。

(3) 申込書への金額記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(4) 申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることはできません。

(5) 次のいずれかに該当する申込は無効とします。

① 申込する資格のない者の入札。又は委任状を提出していない代理人の申込。

② 所定の申込書によらない申込。

③ 申込者又はその代理人が同一事項の申込に対し、2以上の意思表示をした申込。

- ④ 申込者又はその代理人の記名押印がない申込。
- ⑤ 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の申込。
- ⑥ 申込金額、申込者又は代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い申込。
- ⑦ 申込書記載の金額を加除訂正した申込。
- ⑧ 談合その他不正の行為があったと認められる申込。
- ⑨ 事前に公表した予定価格(売払予定価格)を下回る価格の申込。
- ⑩ 申込に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込。
- ⑪ 申込関係職員の指示に従わない場合、申込受付会場の秩序を乱した者の申込。
- ⑫ 市有地売払申込要綱に違反した入札。

7 契約の締結・売買代金の支払い・所有権の移転登記

- 市と買受者との売買契約は、該当物件の申込日から30日以内に、甲賀市上下水道部上下水道総務課において、甲賀市有財産売買契約書(案)により締結しなければなりません。

注：売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

- 申込者が期限までに契約を締結しない場合は、買受はその効力を失います。
- 買受者は、売買契約締結と同時に、契約保証金(売買金額の100分の30以上に相当する額)を納付することが必要です。
- 契約締結後、契約日から30日以内までに、市が発行する納入通知書で残額を全額納付しなければなりません。
- 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合

には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として市に帰属するものとし、お返ししません。

- 所有権移転登記の手続きは、買受者に行なっていただきます。売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転することができます。
- 買受者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- 契約締結後、契約金額を甲賀市上下水道部上下水道総務課で公表します。（氏名・住所等は個人情報保護のため公表しません。）

8 その他の注意事項

- 契約に要する収入印紙（市保管用のもの1部に貼付する分）、所有権移転登記に要する登録免許税、取得後の不動産取得税、および所有権移転登記手数料、土地取引後の公租公課（固定資産税等）、電気、上・下水道、ガスの引込経費、水道加入負担金及び諸費用等一切の費用は、買受者の方に負担していただきます。
- 売却地の引き渡しは登記簿地積で現状有姿のままで行いますので、周辺の状況、車道からの乗り入れ、地盤の高さ、日照等についても、必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。また物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。
- 建物を建築するにあたっては、建築基準法及び関係法令等による手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめ県事務所又は甲賀市都市計画課で、ご確認をください。なお、前面道路及び隣接地との境界確定は買受者の方で協議を行っていただき、協議に係る一切の費用も買受者の方に負担していただきます。
- 買受人は、売買契約締結後、売買物件に数量不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

9 お問い合わせ先

この市有地売り払いについてのお問い合わせは下記までお願いします。

甲賀市役所 上下水道部 上下水道総務課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

電 話 0748-69-2222 (直通)

FAX 0748-69-2295

Eメール koka10431000@city.koka.lg.jp

申込場所案内図

